

新 福 監 第 248 号
令和 7 年 2 月 6 日

介護・障がい福祉サービス事業者 代表者 様

新潟市長 中 原 八 一
(担当：福祉部福祉監査課)

介護・障がい福祉サービス事業者の業務管理体制確認検査の実施について（通知）

このことについて、下記のとおり書面検査を実施しますので通知します。

記

- 1 提出書類 業務管理体制確認検査 調査票（以下「調査票」） 1部
※「調査票」様式は、Excelシートでメールに添付
- 2 提出先 新潟市福祉部福祉監査課
E-mail:kansa.wl@city.niigata.lg.jp ※メールで提出してください
- 3 提出期限 令和7年2月20日（木）
- 4 検査結果 後日、結果を通知（事業者宛てにメール送付）
- 5 根拠法令 介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の33
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の3、32
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の27、24条の19の2、24条の39

6 その他 業務管理体制確認検査は、おおよそ6年に1回実施しており、令和3年度からは、介護・障がい福祉サービス事業者について同時実施しています。なお、点検結果によっては、文書による改善報告を求める場合があります。

7 留意事項 入力介護・障がいの両分野において届出を行っている場合も、点検はまとめて行ってください（1事業者につき、提出は1つとなります）。
「調査票」は、「届出事項」「体制整備事項」の2部構成となっており、シートも2つに分かれています。入力記載例を参考にしながら、必ずどちらとも入力してください。

「調査票」様式はホームページでも掲載しています。

なお、掲載している様式はメールに添付したものと同一です。

↓

「新潟市ホームページ (<http://www.city.niigata.lg.jp/>)」⇒「健康・医療・福祉」⇒「福祉・生活保護」⇒「社会福祉施設・法人等指導監査」⇒（「業務管理体制確認検査について」）「令和6年度業務管理体制確認検査調査票」

8 参考資料 【介護】⇒「新潟市ホームページ (<http://www.city.niigata.lg.jp/>)」⇒「健康・医療・福祉」⇒「介護」⇒「事業者向け申請・届出関係様式」⇒「法令遵守等の業務管理体制の整備に係る届出について」

【障がい】⇒「新潟市ホームページ (<http://www.city.niigata.lg.jp/>)」⇒「健康・医療・福祉」⇒「障がい福祉」⇒「障がい福祉に関する様式集」⇒「事業者向け様式集」⇒「業務管理体制の整備に関する事項の届出について」

連絡先

福祉監査課（担当：佐藤(由)・武藤・村越）

TEL：025-226-1184 または 1185

FAX：025-225-6304